

地震のとき、あなたの住まいは安全ですか？

倒壊のおそれのある木造住宅の 建替え、除却などを補助します



市では、一定要件を満たす木造住宅の耐震診断、耐震改修、簡易耐震改修、建替え工事、除却工事の補助金交付制度を設けています。要件すべてを満たす居住者に予算の範囲内で交付します。なお、補助金を受けるためには、業者との契約及び工事を行う前に建築開発課（市役所2階）へご相談ください。

★建築開発課 ☎ 25- 1 1 4 0

■耐震診断補助金

対象建築物

- 市内にある木造住宅で、昭和56年5月31日以前に工事に着手された一戸建ての住宅または店舗部分が2分の1未満の併用住宅
- 昭和56年6月1日以降に増改築していない建築物
- 地階を除く階数が2以下
- 耐震診断の補助対象者本人または2親等以内の親族が所有している

対象者

- 対象建築物に居住し、市税を完納している方（居住者と所有者が異なる場合は、所有者も市税を完納していること）
- 令和6年2月29日(木)までに耐震診断の補助金の交付を請求できる方

補助金額

- 耐震診断に要した費用の2分の1（上限5万円）

■耐震改修等補助金

【木造住宅の建替え】	【木造住宅の耐震改修】	【簡易耐震改修】 (耐震シェルター・防災ベッドの設置)
対象建築物 ・耐震診断補助金交付制度の対象建築物に該当した建築物 ・耐震診断による上部構造評点が1.0未満と診断された建築物（市が行う無料耐震診断も利用可） 補助対象者 耐震診断補助と同じ 補助の対象となる建替え 既存住宅を除却し、新たに住宅を建築する工事 ※建替え後の住宅の構造は木造以外も可。また、土砂災害特別警戒区域外に存し、省エネ基準に適合していること。 補助金額 建替えに要した費用の23.0%（上限50万円）	対象建築物 建替え補助と同じ 補助対象者 耐震診断補助と同じ 補助の対象となる耐震改修 ・建築士事務所に所属する建築士が耐震改修設計を行うこと ・耐震改修の設計図は、耐震改修実施後の耐震診断で所定の構造強度が得られることが確認できるもの ・耐震改修工事の工事監理及び現場検査を建築士事務所に所属する建築士が行うこと 補助金額 耐震改修に要した費用の23.0%（上限20万円）	対象建築物 建替え補助と同じ 補助対象者 耐震診断補助と同じ 補助の対象となる簡易耐震改修 ・所定の構造強度が得られることを公的機関等が確認したもの ・工事管理、現場検査は工事施工者が行うこと 補助金額 ○耐震シェルター 設置に要した費用の2分の1（上限20万円） ○防災ベッド 設置に要した費用の2分の1（上限10万円）
【木造住宅の除却】		
対象建築物 建替え補助と同じ 補助対象者 耐震診断補助と同じ	補助の対象となる除却 補助対象となる既存住宅を除却する工事 補助金額 除却に要した費用（1万円/m ² を限度）の23.0%（上限30万円）	

■減免の対象となる障害の区分及び級

手帳の種類及び障害の区分	障害の級
心臓、じん臓、呼吸器、小腸、ぼうこうまたは直腸	1級または3級
体幹	1～3級または5級
聴覚	2級または3級
視覚	1～3級または4級の1（4級のうち視力の良い方の眼の視力が0.08～0.1）
音声または言語機能	3級（こう頭が摘出された場合に限り）
平衡機能	3級
上肢 ※主に手や腕	1級または2級
下肢 ※主に足	1～6級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能（上肢）	1級または2級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能（移動）	1～6級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能、肝臓	1～3級
療育手帳	Ⓐ または A
精神障害者保健福祉手帳	1級で、かつ障害者総合支援法に規定する精神通院医療を受けている方
戦傷病者手帳	身体障害者手帳の減免の範囲に準じる

※障害名が「半身不随」など複数の障害がある場合は、障害の区分ごとの等級（上肢〇級、下肢〇級）により判定します。
 ※障害者が施設に入所している場合は、身体障害者手帳1～2級（戦傷病者手帳で準じる場合を含む）の方、療育手帳ⒶまたはAの方、精神障害者保健福祉手帳1級で施設以外の病院で精神通院医療を受けている方が対象となります。

左表に該当する身体障害者等が要件を満たした場合、通院・通学や生業等のために使用する軽自動車・普通自動車等のうち、障害者1人につき1台に限り、軽自動車税種別割・環境性能割、自動車税種別割・環境性能割が減免になります。

要件(いずれかに該当の場合)

- 車両の所有者及び運転者が、障害者本人または障害者と生計をともにする方
- 車両の所有者が障害者本人で、その世帯に運転できる方がなく、同一生計でない常時介護する方が運転する場合

軽自動車税種別割の手続

申請場所 課税課（市役所1階）、支所市民福祉課（ア）
 令和4年度に軽自動車税種別割の減免を受けた方について、申請事項の変更の有無によって手続きが変わります。



市HP

申請期間 5月31日(水)まで
 ※軽自動車税環境性能割、自動車税種別割・環境性能割の減免を受けたい方は、申請期間中に市HPで確認してください。

変更がない場合 今年度の申請は不要です。該当の方への減免決定通知書は5月に送付する納税通知書に同封します
 変更がある場合 運転者が変更になる、車両が変わるなどの場合、申請が必要ですが詳しくは、課税課または市HPでご確認ください。

申請場所 県内各県税事務所
 自動車税事務所及び各支所
 申請期限 5月31日(水)（4月1日時点で所有する自動車の場合）
 ※年度途中で自動車を取得した場合、別途期限が設定されます。

★軽自動車税種別割に関すること：課税課 ☎ 25・1122・FAX 25・1191、支所市民福祉課 ☎ 72・1333・FAX 72・1630
 ★自動車税種別割に関すること：本庄県税事務所 ☎ 22・6100・FAX 22・2844
 ★軽自動車税環境性能割・自動車税環境性能割に関すること：自動車税事務所熊谷支所 ☎ 048・532・8011

軽自動車税環境性能割、自動車税種別割・環境性能割の手続



が減免に

身体障害者等の「軽自動車税・自動車税」

「減免」